

OTAと連携した遊び・体験メニュー利用促進事業委託企画提案コンペ募集要領

本事業は、公益財団法人宮崎県観光協会が主体となって実施する事業で、この要領は、OTAと連携した遊び・体験メニュー利用促進事業の企画提案コンペに参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

1 目的

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、落ち込んだ観光需要を早期に回復し、宮崎県内への旅行商品購入者に対し、遊び・体験メニューを付与することで、さらなる観光需要の取り込みを図ることを目的とする。

2 業務名

OTAと連携した遊び・体験メニュー利用促進事業

3 業務の内容

別途仕様書のとおり。

4 委託期間

契約締結日から令和4年3月11日（金）

5 委託料の上限

10,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

（内訳）

○キャンペーン原資分 5,000千円

○企画・運營業務費 5,000千円

6 支払い

精算払いとする。

7 選定

企画提案競技を実施し、書類審査の上、委託先を選定する。

8 参加資格要件

- (1) 本事業の業務の遂行に当たり、十分な能力を有すること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4（一般入札の参加者の資格）の規定に掲げる不適格要件に該当しないこと（役員等、または経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団または暴力団員と密接な関係を有しないこと）

9 スケジュール

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 公告 | 令和3年6月9日(水) |
| (2) 企画提案書等提出期限 | 令和3年6月23日(水) |
| (3) 審査結果通知 | 令和3年6月28日(月) |

10 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和3年6月23日(水)
- (2) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)
- (3) 提出先 公益財団法人宮崎県観光協会 本田
宮崎県宮崎市錦町1番10号 宮崎グリーンズフィア壱番館3階
(KITENビル)
- (4) フォーマット A4縦、横書き、左綴じ
- (5) 提出部数 企画提案書及び見積書6部ずつ
※本事業に関するプレゼンテーション及びヒアリングは実施しない。ただし、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

11 企画提案書の作成様式及び記載上の留意事項

- (1) 業務内容に関する具体的な企画提案
 - ① 業務の目的及び内容
 - ② 業務の実施方針
 - ③ 業務の実施手法
 - ④ 期待される成果等
 - ⑤ 履行期間
 - ⑥ 過去の実績(類似業務の実績)
 - ⑦ その他の特記事項

【記述にあたり留意すべき事項】

 - ① 提案内容が「3 業務の内容」を充足できるものであるということを、具体的かつ詳細に説明すること。
 - ② 期待される成果等について、具体的かつ詳細に説明すること。
 - ③ 提案内容が、具体性、妥当性、説得力を有しているものであることを具体的かつ詳細に説明すること。
 - ④ 提案内容に独自の発想に基づく提案が含まれていることを説明すること。
 - ⑤ 提案内容が、企画、準備、実施に至るまでの一連の作業を総合・総括的な視点から、的確、迅速に遂行できる能力を有しているものであることを説明すること。
- (2) 業務実施体系、作業工程
 - ① 業務実施体系
 - ② 管理者、担当者の経歴等

【記述にあたり留意すべき事項】

 - ① 業務管理上、公益財団法人宮崎県観光協会が必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していることを明確に説明すること。

- ② 作業工程や体制等が本事業を安定的に遂行できるものであることを明確に説明すること。
- ③ 本事業での取り組み体制（人員・経験等）について、明確に説明すること。
- ④ 本事業に関する作業工程、作業フローについて、明確に説明すること。

(3) 会社の概要等

- ① 会社の概要
 - ② 担当者の役職・氏名及び連絡先（電話、ファクシミリ、メールアドレス等）
- 【記述にあたり留意すべき事項】

「会社の概要」については、直近の営業報告書（財務諸表含む）及び定款の提出による説明としても差し支えない。

(4) その他参考となる資料等

12 審査

審査は企画提案書をもとに、審査委員会を設置し、審査を行う。

審査については【審査の基準】（別紙1）をもとに行う。

審査結果については、文書で提案者に通知する。審査内容については公表しない。また、審査結果についても異議申し立ては認めない。

13 提案者が1者またはいない場合の取扱い

(1) 提案者が1者の場合

審査委員会における審査において業務の円滑な遂行が可能であると判断した場合には、本委託業務の契約の手続きを行うものとする。

(2) 提案者がいない場合

ホームページでその旨を公表するとともに、再度公募を行うものとする。

14 選定結果の通知

選定結果は、企画提案競技参加者に対し、電子メール及び書面により通知する。

15 契約

上記の審査により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続きを行う。

なお、候補者との間での協議が合意に至らなかった場合は、次に順位の高い提案者を候補者として必要な協議を行う。

16 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提案者側で負担する。
- (2) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (3) 企画提案書は返却しない。

- (4) 審査委員会による審査において、最も優れた提案者を選定するが、契約手続き完了までは、契約関係を生じるものではない。

17 問い合わせ

〒880-0811

公益財団法人宮崎県観光協会

観光推進局 国内誘致部（担当：本田）

TEL 0985-26-6100 / FAX 0985-26-6123

E-mail honda-seima@kanko-miyazaki.jp

【審査の基準】

提案された企画は次の項目により審査します。

項目	内容
1 基本事項	
コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容（仕様書等）を十分に理解しているか。 ・体験メニューの利用者増加につなげたいという熱意を感じ取れるか。
経験等	今までの類似業務の実績
2 企画内容	
企画構成	<ul style="list-style-type: none"> ・ターゲットに合った企画内容であること。 ・媒体やタイミング、連動性など、効果的なプロモーション構成になっているか。
魅力のPR	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎の体験メニューの魅力を十分にPRできる内容となっているか。 ・発信にあたり工夫がなされているか。
誘客	最終目的である誘客につながる企画、工夫がなされているか。
その他	その他企画内容が優れ、特に評価すべき内容があるか。
3 業務管理体制	
実施体制	責任者や役割分担等が具体的に示され、要請に応じて即時の対応ができる体制が整っており、本事業を確実に履行できるか。
業務企画・作業工程	作業ごとに開始・終了が明確にされ、計画的で無理のないスケジュールとなっているか。